

# 半 期 報 告 書

(第108期中) 自 平成18年 4 月 1 日  
至 平成18年 9 月30日

株 式 会 社 親 和 銀 行

5 0 1 0 7 3

第108期中（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

# 半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株 式 会 社 親 和 銀 行

# 目 次

頁

第108期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	23
4 【経営上の重要な契約等】	23
5 【研究開発活動】	23
第3 【設備の状況】	24
1 【主要な設備の状況】	24
2 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
(1) 【株式の総数等】	25
(2) 【新株予約権等の状況】	29
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	29
(4) 【大株主の状況】	29
(5) 【議決権の状況】	29
2 【株価の推移】	30
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【中間連結財務諸表等】	32
(1) 【中間連結財務諸表】	32
① 【中間連結貸借対照表】	32
② 【中間連結損益計算書】	35
③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】	36
④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	38
(2) 【その他】	75
2 【中間財務諸表等】	76
(1) 【中間財務諸表】	76
① 【中間貸借対照表】	76
② 【中間損益計算書】	79
③ 【中間株主資本等変動計算書】	80
(2) 【その他】	97
第6 【提出会社の参考情報】	98
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	99
中間監査報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成18年12月26日

【中間会計期間】 第108期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 株式会社 親和銀行

【英訳名】 THE SHINWA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 荒木 隆 繁

【本店の所在の場所】 長崎県佐世保市島瀬町10番12号

【電話番号】 佐世保(0956)24-5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 小川 正 信

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区西中洲6番27号  
株式会社 親和銀行福岡地区本部

【電話番号】 福岡(092)781-2945(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役福岡地区本部長 松尾 正 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社 親和銀行東京支店  
(東京都中央区銀座一丁目16番7号)  
株式会社 親和銀行福岡支店  
(福岡市中央区西中洲6番27号)

(注) 上記は証券取引法の規定による備置場所ではありませんが、継続的に備置くこととしております。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間 (自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	平成17年度 中間連結 会計期間 (自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	平成18年度 中間連結 会計期間 (自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	平成16年度 (自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	35,640	42,079	31,992	73,894	86,437
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	3,899	7,132	△33,144	△17,961	12,155
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	2,899	4,204	△41,373	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△20,769	5,140
連結純資産額	百万円	108,967	90,454	62,064	84,567	99,772
連結総資産額	百万円	2,554,423	2,518,157	2,399,007	2,556,630	2,576,149
1株当たり純資産額	円	257.49	180.09	72.29	177.93	185.96
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり 中間純損失)	円	9.45	13.68	△110.87	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期 純損失)	円	—	—	—	△67.72	14.80
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	6.99	10.13	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	11.96
連結自己資本比率 (国内基準)	%	6.79	6.97	5.55	5.34	8.50
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,599	△56,500	12,836	46,431	414
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	462	△18,172	△34,503	△148	△88,769
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△0	15,410	△187	△400	38,783
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	88,931	79,699	67,546	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	138,944	89,387
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,278 〔858〕	2,205 〔851〕	2,083 〔938〕	2,181 〔854〕	2,104 〔864〕

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額及び連結総資産額の算定に当たり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月
経常収益	百万円	35,226	41,648	31,515	73,147	85,445
経常利益 (△は経常損失)	百万円	3,873	7,044	△33,151	△17,870	12,236
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	3,018	4,189	△41,459	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△20,522	5,095
資本金	百万円	20,915	22,713	30,213	20,915	30,213
発行済株式総数	千株	普通株式 306,671 優先株式 30,000	普通株式 335,671 優先株式 30,000	普通株式 373,171 優先株式 30,000	普通株式 306,671 優先株式 30,000	普通株式 373,171 優先株式 30,000
純資産額	百万円	108,780	90,377	56,787	84,507	99,664
総資産額	百万円	2,554,346	2,514,437	2,398,454	2,556,571	2,573,561
預金残高	百万円	2,260,118	2,176,815	2,108,700	2,303,230	2,142,095
貸出金残高	百万円	1,795,079	1,655,681	1,574,916	1,828,767	1,694,741
有価証券残高	百万円	511,237	547,412	654,361	513,359	614,778
1株当たり純資産額	円	256.88	179.86	71.78	177.73	185.67
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり 中間純損失)	円	9.84	13.63	△111.10	—	—
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期 純損失)	円	—	—	—	△66.91	14.66
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	7.28	10.09	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	11.86
1株当たり配当額	円	—	—	—	—	3.40
単体自己資本比率 (国内基準)	%	6.78	6.64	4.78	5.33	8.17
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,037 〔705〕	1,948 〔691〕	1,850 〔743〕	1,937 〔699〕	1,853 〔701〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定に当たり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2 【事業の内容】

事業内容の重要な変更

連結子会社の親和リース株式会社が行ってございましたリース事業は、平成18年9月29日付けで同社のリース債権を千代田リース株式会社へ譲渡いたしました。

なお、千代田リース株式会社と当行の間でリース事業に関する業務提携契約を締結し、商品・サービス提供力の強化を通じて顧客満足度の向上を図っております。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業	事務代行業務	債権管理・ 再生支援業務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	1,850 [743]	207 [185]	3 [1]	4 [0]	19 [9]	2,083 [938]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,023人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	1,850 [743]
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員817人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当行の従業員組合は、親和銀行従業員組合と称し、組合員数は1,528人であります。  
労使間においては特記すべき事項はありません。  
4 当行は、執行役員制度を導入しており、執行役員は7名であります。  
なお、上記従業員数には、執行役員を含めて記載しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### ・業績

#### 1 経営方針

##### (1) 経営の基本方針

当行は、「地域社会への貢献」、「顧客第一主義の徹底」、「健全経営の堅持」、「活力ある企業風土の確立」の四つを経営理念としております。

##### (2) 中長期的な経営戦略

当行は、平成17～18年度の中期経営計画「新たなる挑戦～成長編～」を策定し、財務体質の強化による企業価値の向上により「信用の確立」を目指しております。なお、中期経営計画の諸計数につきましては、「経営の健全化のための計画」にて公表しております。

また、当行は、不良債権問題の抜本的な解決を図るため、平成18年10月13日に、株式会社福岡銀行ならびに株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズと業務・資本提携に基本合意し、取引先企業の事業再生を軸としたアライアンス戦略に取り組むことといたしました。株式会社福岡銀行の事業再生ノウハウ・スキームおよびネットワークと、全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズの先進的手法を活用し、当行の「不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生・早期健全化の同時実現」を図ってまいります。

#### 2 経営成績及び財政状態

当中間連結会計期間の日本経済を振り返りますと、景気は着実に回復し、デフレ脱却も確実になったことから、日本銀行は7月に「ゼロ金利政策」を解除しました。日本経済は、その後も企業の設備投資が主導する形で、拡大局面を持続させてきました。また、企業業績の改善から、雇用・所得環境も回復し、個人消費は底堅い動きを見せました。

一方、当行グループの主要営業基盤であります長崎県の地域経済は、生産面では金属製品、一般機械、電気機械、輸送用機械などの製造業において堅調な動きが見られましたが、企業収益の改善の遅れや、雇用・所得環境の回復の遅れから、個人消費は低迷したほか、建設業で公共投資の大幅な削減が続きました。このように、県内景気は生産面を中心に持ち直しの動きが見られたものの、非製造業で厳しい状況が続いており、回復の足取りは重いものとなりました。

このような経済情勢のなか、当行は、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」の第一の柱である「事業再生と中小企業金融の円滑化」の主旨に則り、企業再生、地域再生に積極的に取り組み一定の成果を上げることができましたが、一方で地域経済の状況が依然として厳しいこともあり、新たな不良債権が発生するなど不良債権残高の圧縮については課題を残すことになりました。

こうしたなか、将来に亘り安定した財務基盤を構築し、地域経済への貢献を十分果たしていくためには、抜本的な不良債権処理を行う必要があるとの認識から、金融庁検査の結果も踏まえ、極めて厳格に自己査定を行った結果、当初予想を大きく上回る与信関連費用を計上することとなりました。この結果、当中間連結会計期間の当行グループの連結業績は、次のとおりとなりました。

総資産につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆3,990億円となりました。主な内訳としては、貸出金は、不良債権のオフバランス化や企業の資金需要の低迷等を要因として、前中間連結会計期間末比879億円減少し、当中間連結会計期間末残高は1兆5,966億円となりました。一方、有価証券は、運用の多様化に努めました結果、前中間連結会計期間末比1,067億円増加し、当中間連結会計期間末残高は6,419億円となりました。

負債につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆3,369億円となりました。主な内訳としては、預金・譲渡性預金は、前中間連結会計期間末比622億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2兆1,642億円となりました。

次に損益につきましては、連結経常収益は前中間連結会計期間比100億87百万円減少の319億92百万円、連結経常費用は前中間連結会計期間比301億89百万円増加の651億36百万円となり、連結経常損失は331億44百万円、連結中間純損失は413億73百万円となりました。なお、当行グループでの連結自己資本比率につきましては、5.55%となりました。

#### ・キャッシュ・フロー

##### 1 現金及び現金同等物の増減状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、投資活動による支出超過などにより、前連結会計年度末比218億40百万円減少し、675億46百万円となりました。

##### 2 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、預貸金の増減等により128億36百万円の収入超過（前中間連結会計期間は565億円の支出超過）となりました。

##### 3 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、国債をはじめとする有価証券取得による支出等により345億3百万円の支出超過（前中間連結会計期間は181億72百万円の支出超過）となりました。

##### 4 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払による1億87百万円の支出超過（前中間連結会計期間は154億10百万円の収入超過）となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門では、資金運用収支が貸出金の運用平残の減少等により前中間連結会計期間比20億27百万円減少の218億67百万円、役務取引等収支が預金・貸出業務及び代理業務での増加により前中間連結会計期間比4億36百万円増加の27億7百万円、その他業務収支が前中間連結会計期間における住宅ローン債権の証券化譲渡益の影響により前中間連結会計期間比58億26百万円減少の10億84百万円となりました。国際業務部門では、資金運用収支が1億18百万円の赤字となったほか、役務取引等収支27百万円、その他業務収支34百万円となりました。

この結果、合計では、資金運用収支が前中間連結会計期間比23億65百万円減少の217億48百万円、役務取引等収支が前中間連結会計期間比4億30百万円増加の27億35百万円、その他業務収支が前中間連結会計期間比59億47百万円減少の11億19百万円となり、収支合算では前中間連結会計期間比78億82百万円減少の256億2百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	23,894	218	—	24,113
	当中間連結会計期間	21,867	△118	—	21,748
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	24,778	1,082	20	25,840
	当中間連結会計期間	23,292	2,026	23	25,295
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	883	863	20	1,727
	当中間連結会計期間	1,425	2,144	23	3,546
役務取引等収支	前中間連結会計期間	2,271	33	—	2,305
	当中間連結会計期間	2,707	27	—	2,735
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,852	51	—	3,903
	当中間連結会計期間	4,305	44	—	4,349
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,580	17	—	1,598
	当中間連結会計期間	1,598	16	—	1,614
その他業務収支	前中間連結会計期間	6,910	155	—	7,066
	当中間連結会計期間	1,084	34	—	1,119
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	6,861	281	—	7,143
	当中間連結会計期間	1,092	34	—	1,127
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	△48	125	—	77
	当中間連結会計期間	8	—	—	8

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
- 3 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門では、資金運用勘定平均残高が前中間連結会計期間比32億16百万円増加の2兆3,080億37百万円となり、貸出金のボリューム減少及び利回り低下等により資金運用利回りが前中間連結会計期間比0.13ポイント低下の2.01%となりました。また、資金調達勘定平均残高が前中間連結会計期間比739億60百万円減少の2兆2,358億77百万円となり、預金等の利回り上昇により資金調達利回りが前中間連結会計期間比0.05ポイント上昇の0.12%となりました。

国際業務部門では、資金運用勘定は、平均残高1,069億9百万円、利回り3.78%となりました。また、資金調達勘定は、平均残高1,049億78百万円、利回り4.07%となりました。

この結果、合計で資金運用勘定は平均残高2兆3,724億53百万円、利回り2.12%となりました。資金調達勘定は平均残高2兆2,983億61百万円、利回り0.30%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,304,821	24,778	2.14
	当中間連結会計期間	2,308,037	23,292	2.01
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,730,268	22,293	2.56
	当中間連結会計期間	1,615,361	19,619	2.42
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	372	0	0.33
	当中間連結会計期間	366	0	0.33
うち有価証券	前中間連結会計期間	461,737	2,461	1.06
	当中間連結会計期間	542,626	3,391	1.24
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	77,131	0	0.00
	当中間連結会計期間	105,289	57	0.10
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,602	0	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	397	0	0.00
	当中間連結会計期間	272	0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,309,837	883	0.07
	当中間連結会計期間	2,235,877	1,425	0.12
うち預金	前中間連結会計期間	2,220,678	715	0.06
	当中間連結会計期間	2,127,574	937	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	52,572	12	0.04
	当中間連結会計期間	60,917	33	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	27,265	6	0.04
	当中間連結会計期間	25,232	6	0.04
うち借入金	前中間連結会計期間	12,117	66	1.09
	当中間連結会計期間	13,932	119	1.71

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	66,805	1,082	3.23
	当中間連結会計期間	106,909	2,026	3.78
うち貸出金	前中間連結会計期間	74	1	4.67
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	63,715	1,045	3.27
	当中間連結会計期間	103,312	1,959	3.78
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	1,147	18	3.22
	当中間連結会計期間	1,420	36	5.13
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	237	3	2.82
うち預け金	前中間連結会計期間	27	0	0.00
	当中間連結会計期間	55	0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	66,773	863	2.58
	当中間連結会計期間	104,978	2,144	4.07
うち預金	前中間連結会計期間	1,469	5	0.70
	当中間連結会計期間	920	4	0.93
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,535	23	3.03
	当中間連結会計期間	454	12	5.34
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	29,027	433	2.97
	当中間連結会計期間	61,076	1,257	4.10
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、控除して表示しております。

2 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額(△)	合計	小計	相殺 消去額(△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2,371,626	34,719	2,336,907	25,860	20	25,840	2.20
	当中間連結会計期間	2,414,947	42,493	2,372,453	25,318	23	25,295	2.12
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,730,343	—	1,730,343	22,295	—	22,295	2.56
	当中間連結会計期間	1,615,361	—	1,615,361	19,619	—	19,619	2.42
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	372	—	372	0	—	0	0.33
	当中間連結会計期間	366	—	366	0	—	0	0.33
うち有価証券	前中間連結会計期間	525,452	—	525,452	3,506	—	3,506	1.33
	当中間連結会計期間	645,939	—	645,939	5,350	—	5,350	1.65
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	78,278	—	78,278	19	—	19	0.04
	当中間連結会計期間	106,710	—	106,710	94	—	94	0.17
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,840	—	1,840	3	—	3	0.40
うち預け金	前中間連結会計期間	425	—	425	0	—	0	0.00
	当中間連結会計期間	328	—	328	0	—	0	0.03
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,376,610	34,719	2,341,891	1,747	20	1,727	0.14
	当中間連結会計期間	2,340,855	42,493	2,298,361	3,570	23	3,546	0.30
うち預金	前中間連結会計期間	2,222,147	—	2,222,147	720	—	720	0.06
	当中間連結会計期間	2,128,494	—	2,128,494	941	—	941	0.08
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	52,572	—	52,572	12	—	12	0.04
	当中間連結会計期間	60,917	—	60,917	33	—	33	0.10
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,535	—	1,535	23	—	23	3.03
	当中間連結会計期間	454	—	454	12	—	12	5.34
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	56,292	—	56,292	440	—	440	1.55
	当中間連結会計期間	86,308	—	86,308	1,263	—	1,263	2.91
うち借入金	前中間連結会計期間	12,117	—	12,117	66	—	66	1.09
	当中間連結会計期間	13,932	—	13,932	119	—	119	1.71

(注) 1 相殺消去額は国内業務部門と国際業務部門の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達費用は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は、預金・貸出業務及び代理業務での増加により43億5百万円となりました。役務取引等費用は15億98百万円となりました。この結果、国際業務部門との合計の役務取引等収益は43億49百万円、役務取引等費用は16億14百万円となり、役務取引等収支は27億35百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	3,852	51	3,903
	当中間連結会計期間	4,305	44	4,349
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	736	—	736
	当中間連結会計期間	973	—	973
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,079	42	2,121
	当中間連結会計期間	2,049	37	2,086
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	63	—	63
	当中間連結会計期間	39	—	39
うち代理業務	前中間連結会計期間	873	—	873
	当中間連結会計期間	1,144	—	1,144
うち保護預り・貸金庫	前中間連結会計期間	52	—	52
	当中間連結会計期間	53	—	53
うち保証業務	前中間連結会計期間	46	9	55
	当中間連結会計期間	45	6	52
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,580	17	1,598
	当中間連結会計期間	1,598	16	1,614
うち為替業務	前中間連結会計期間	469	17	487
	当中間連結会計期間	487	16	504

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2,173,814	1,373	2,175,188
	当中間連結会計期間	2,102,815	888	2,103,703
うち流動性預金	前中間連結会計期間	984,542	—	984,542
	当中間連結会計期間	961,458	—	961,458
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,157,281	—	1,157,281
	当中間連結会計期間	1,124,895	—	1,124,895
うちその他	前中間連結会計期間	31,990	1,373	33,364
	当中間連結会計期間	16,460	888	17,349
譲渡性預金	前中間連結会計期間	51,277	—	51,277
	当中間連結会計期間	60,539	—	60,539
総合計	前中間連結会計期間	2,225,092	1,373	2,226,466
	当中間連結会計期間	2,163,354	888	2,164,243

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金



## (5) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年 9 月 30 日		平成18年 9 月 30 日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,684,577	100.00	1,596,634	100.0
製造業	149,407	8.87	140,337	8.79
農業	1,758	0.10	1,930	0.12
林業	15	0.00	26	0.00
漁業	21,616	1.28	14,519	0.91
鉱業	8,431	0.50	6,069	0.38
建設業	134,873	8.01	114,019	7.14
電気・ガス・熱供給・水道業	6,868	0.41	10,259	0.64
情報通信業	8,435	0.51	9,385	0.59
運輸業	53,390	3.17	51,895	3.25
卸売・小売業	196,976	11.69	186,812	11.70
金融・保険業	68,019	4.04	105,575	6.61
不動産業	168,673	10.01	132,249	8.28
各種サービス業	416,263	24.71	383,089	24.00
地方公共団体	79,353	4.71	86,953	5.45
その他	370,500	21.99	353,517	22.14
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,684,577	—	1,596,634	—

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	291,237	—	291,237
	当中間連結会計期間	361,027	—	361,027
地方債	前中間連結会計期間	37,013	—	37,013
	当中間連結会計期間	32,385	—	32,385
社債	前中間連結会計期間	67,472	—	67,472
	当中間連結会計期間	59,603	—	59,603
株式	前中間連結会計期間	39,770	—	39,770
	当中間連結会計期間	25,810	—	25,810
その他の証券	前中間連結会計期間	22,313	77,421	99,734
	当中間連結会計期間	61,406	101,733	163,140
合計	前中間連結会計期間	457,808	77,421	535,229
	当中間連結会計期間	540,232	101,733	641,966

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)－(A)
業務粗利益	33,448	25,498	△7,950
経費(除く臨時処理分)	15,078	15,486	408
人件費	6,830	7,365	535
物件費	6,993	6,943	△50
税金	1,255	1,178	△77
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	—	10,011	—
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	18,369	10,011	△8,358
一般貸倒引当金繰入額	686	△9,080	△9,766
業務純益	17,683	19,092	1,409
うち債券関係損益	1,761	1,044	△717
臨時損益	△10,638	△52,239	△41,601
株式関係損益	4,518	△1,288	△5,806
不良債権処理損失	15,045	50,685	35,640
貸出金償却	62	1	△61
個別貸倒引当金繰入額	13,727	46,066	32,339
投資損失引当金繰入額	1,255	2,367	1,112
関係会社支援引当金繰入額	—	761	761
その他の債権売却損等	—	1,487	1,487
その他臨時損益	△111	△264	△153
経常利益(△は経常損失)	7,044	△33,151	△40,195
特別損益	△1,380	22	1,402
うち固定資産処分損益	△166	△109	57
税引前中間純利益 (△は税引前中間純損失)	5,663	△33,128	△38,791
法人税、住民税及び事業税	26	546	520
法人税等調整額	1,446	7,784	6,338
中間純利益(△は中間純損失)	4,189	△41,459	△45,648

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支  
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額  
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却  
6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.13	2.01	△0.12
(イ)貸出金利回	2.56	2.44	△0.12
(ロ)有価証券利回	1.04	1.21	0.17
(2) 資金調達原価 ②	1.37	1.50	0.13
(イ)預金等利回	0.06	0.08	0.02
(ロ)外部負債利回	1.08	1.71	0.63
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.76	0.51	△0.25

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

## 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金 繰入前・のれん償却前)	—	25.52	—
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	41.90	25.52	△16.38
業務純益ベース	40.33	48.67	8.34
中間純利益ベース	9.55	△105.70	△115.25

## 4 預金・貸出金の状況(単体)

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,176,815	2,108,700	△68,115
預金(平残)	2,222,455	2,131,878	△90,577
貸出金(末残)	1,655,681	1,574,916	△80,765
貸出金(平残)	1,731,848	1,590,473	△141,375

### (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,526,630	1,492,981	△33,649
法人	648,811	614,830	△33,981
合計	2,175,441	2,107,812	△67,629

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	264,655	202,506	△62,149
うち住宅ローン残高	210,741	156,224	△54,517
うちその他ローン残高	53,914	46,282	△7,632

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,432,486	1,289,547	△142,939
総貸出金残高	② 百万円	1,655,681	1,574,916	△80,765
中小企業等貸出金比率	①/② %	86.51	81.88	△4.63
中小企業等貸出先件数	③ 件	64,509	54,689	△9,820
総貸出先件数	④ 件	64,717	54,891	△9,826
中小企業等貸出先件数 比率	③/④ %	99.67	99.63	△0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
信用状	74	853	52	448
保証	2,212	28,798	1,851	27,652
計	2,286	29,652	1,903	28,100

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	22,713	30,213
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株申込証拠金	—	—
	資本剰余金	19,942	27,442
	利益剰余金	17,329	△24,203
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	5,018	5,084
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	16
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	23	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	38,520
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	64,980	38,520
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	17,611	17,282
	一般貸倒引当金	31,154	24,633
	負債性資本調達手段等	11,500	21,500
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	11,500	21,500
	計	60,265	63,415
うち自己資本への算入額 (B)	38,352	38,520	
控除項目	控除項目(注4) (C)	202	202
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	103,130	76,838	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,430,837	1,323,467
	オフ・バランス取引項目	47,859	59,713
	計 (E)	1,478,696	1,383,181
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		6.97	5.55

(注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	22,713	30,213
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	10,542	18,042
	その他資本剰余金	9,400	9,400
	利益準備金	12,195	12,195
	その他利益剰余金	—	△36,592
	任意積立金	—	—
	中間未処分利益	5,056	—
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流失予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	33,259
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	59,908	33,259	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	17,611	17,282
	一般貸倒引当金	31,165	24,633
	負債性資本調達手段等	11,500	21,500
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	11,500	21,500
	計	60,276	63,415
	うち自己資本への算入額 (B)	38,337	33,259
控除項目	控除項目(注4) (C)	202	202
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	98,043	66,316
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,428,406	1,327,449
	オフ・バランス取引項目	47,859	59,713
	計 (E)	1,476,266	1,387,162
単体自己資本比率(国内基準)=D/E×100(%)		6.64	4.78

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。



(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	223	236
危険債権	725	1,351
要管理債権	616	361
正常債権	15,305	14,098

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当行が将来に亘り安定した財務基盤を構築し、地域経済への貢献を十分果たしていくためには、抜本的な不良債権処理を行う必要があるとの認識から、金融庁検査の結果も踏まえ、極めて厳格に自己査定を行った結果、多額の与信関連費用を計上することとなり、平成19年3月期中間期および通期の業績は最終損失となる見込みとなりました。

このような事態を踏まえ、当行グループでは、不良債権問題との訣別を確実なものとするため、株式会社福岡銀行ならびに株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズと協調して、取引先企業の事業再生を軸としたアライアンス戦略に取り組むことといたしました。

この取り組みにより、当行グループの財務基盤の拡充と企業価値の向上を目指すとともに、地域経済の活性化と地域金融の安定を通じた地域社会への貢献を目指してまいります。

## 4 【経営上の重要な契約等】

平成18年10月13日、当行は、事業再生に大きな実績がある株式会社福岡銀行および全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で、不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生の同時実現への取り組みに向けた業務提携に基本合意いたしました。

その主な内容は、次のとおりです。

- (1) 提携先のノウハウを活用して、取引先企業の事業再生支援・早期健全化支援等の業務を共同で構築いたします。
- (2) 株式会社福岡銀行の100%子会社である「ふくおか債権回収株式会社」の機能を長崎県内に展開して、当行の不良債権処理のスピードアップを図ります。
- (3) 当行、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが共同で、当行の債権を譲り受けるための再生ファンドを創設いたします。
- (4) 平成18年11月に株式会社福岡銀行から専務取締役1名、社外取締役1名、職員3名を受け入れ、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズから常務取締役1名、職員1名を受け入れました。なお、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズからは、平成19年6月を目途に社外取締役1名を受け入れる予定です。

## 5 【研究開発活動】

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に売却した主要な設備は次のとおりであります。

##### 銀行業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	—	旧健軍支店	熊本県熊本市	店舗	1,183.53	112	7	—	120	—
	—	城南倉庫	福岡市城南区	倉庫	1,086.00	122	0	—	122	—

##### リース業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)				
連結 子会社	親和リース 株式会社	—	—	リース資産	—	—	—	1,459	1,459	—
	親和リース 株式会社	オリエンタル 三萩野	北九州市 小倉北区	賃貸物件	354.26	40	119	—	159	—

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
第一回優先株式	100,000,000
計	1,200,000,000

(注) 「普通株式につき消却が行われた場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	373,171,954	560,671,954	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第一回優先株式	30,000,000	30,000,000	—	(注)
計	403,171,954	590,671,954	—	—

(注) 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- 1 優先配当金  
当行は、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うものとし、その内容は以下のとおりとする。
  - (1) 本優先株式  
1株につき12円50銭とする。
  - (2) 非累積条項  
ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
  - (3) 非参加条項  
本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- 2 優先中間配当金  
優先中間配当金を支払う場合には、1株につき6円25銭とする。
- 3 残余財産の分配  
当行は残余財産を分配する時は本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。
- 4 優先順位  
本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配順位は、当行が発行するすべての優先株式と同順位とする。
- 5 消却  
当行は、株主に配当すべき利益をもって優先株式を買い入れることができ、また買い入れた優先株式を消却することができる。

## 6 議決権

本優先株主は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。  
なお、定款で次のように定めている。

優先株主は、(1)優先配当金を受ける旨の利益処分に関する議案が定時株主総会に提出されない場合は、当該定時株主総会から、(2)優先配当金を受ける旨の利益処分に関する議案が当銀行の定時株主総会において否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時から、優先配当を受ける旨の利益処分に関する議案を承認する決議がなされた当銀行の定時株主総会の終結の時まで、当銀行の株主総会において議決権を有する。

## 7 併合または分割・新株引受権等

当行は、法令に別段の定めある場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。  
本優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権を与えない。

## 8 普通株式への転換

本優先株主は、下記の転換の条件で当行の普通株式への転換を請求することができる。

### (1) 転換を請求し得べき期間

平成18年3月1日から平成24年3月31日までとする。

### (2) 転換の条件

#### ① 当初転換価額

当初転換価額は、当行の完全親会社である株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の平成18年3月1日の時価とする。ただし、当該時価が278円70銭を下回る場合は、当初転換価額は278円70銭（以下「下限転換価額」という）とする。「平成18年3月1日の時価」とは、平成18年3月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は③に準じて調整される。

#### ② 転換価額の修正

転換価額は、平成18年3月1日以降平成24年2月1日までの毎年2月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という）に、株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の当該転換価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「転換価額修正日現在の時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は③に準じて調整される。

#### ③ 転換価額の調整

A 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が133円33銭を下回る場合には、133円33銭をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行または移転する普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行または移転する普通株式数}}$$

※ 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

※ 当行が自己株式を保有している場合には保有する自己株式数を転換価額調整式の既発行の普通株式数から控除する。

a 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または移転する場合調整後の転換価額は、払込期日の翌日または受渡期日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。発行または移転される普通株式に当行の有する当行の普通株式が含まれる場合には、転換価額調整式における新規発行の普通株式数に当該株式数を含むものとする。

b 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書きの場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなしたのものに対しては、次の

算出方法により、当行の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額をもって転換により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。ただし、円位未満の金額はこれを1円に切上げる。

- c 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額により当行の普通株式が発行または移転されることとなる転換の請求ができる証券または転換価額調整式に使用する時価を下回る価額により当行の普通株式が発行または移転されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- d 当行の普通株式が発行または移転されることとなる転換の請求ができる証券または当行の普通株式が発行または移転されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または新株予約権の行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- B 上記③Aに掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に相当と判断する転換価額に調整される。
- C 株式会社九州親和ホールディングスにおいて、上記③AまたはBに記載する事項に相当する事由が発生した場合には、当行取締役会が合理的に相当と判断する転換価額に調整される。
- D 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記③Abただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記③AまたはBに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は上記③AまたはBに準じて調整される。
- E 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数（自己株式数を除く）とする。
- F 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(A)上記③Aaの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または移転する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(B)上記③Abの株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(C)上記③Acの時価を下回る価額をもって普通株式を発行または移転することとなる転換の請求ができる証券または上記③Acの時価を下回る価額をもって普通株式を発行または移転することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額、(D)上記③Adにより決定された転換価額または新株予約権の行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、1株当たりの新株予約権の対価（円位未満小数第2位を四捨五入）を前述(C)および(D)の行使価額に加算するものとする。
- ④ 転換により発行すべき普通株式数  
本要項に従って発行される優先株式（以下「本優先株式」という）の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{普通株式数} = \frac{1,000\text{円} \times \frac{\text{本優先株主が転換を請求した本優先株式の数}}{\text{転換価額}}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切捨てる。

(3) 普通株式への一斉転換

平成24年3月31日までに転換請求のなかった本優先株式については、平成24年4月1日（以下「一斉転換日」という）の到来により、1,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式に一斉転換する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が278円70銭を下回るときは、1,000円を278円70銭で除して得られる数の普通株式とな

る。

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合および株式会社九州親和ホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等には、取締役会が合理的に適当と判断する価額に変更される。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

9 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から3月31日までになされたときは1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年9月30日	—	403,171	—	30,213,505	—	18,042,352

(4) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社九州親和ホールディングス	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	373,171	100.00
計	—	373,171	100.00

② 第一回優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社九州親和ホールディングス	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	30,000	100.00
計	—	30,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 30,000,000	—	法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない株式
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 373,171,000	373,171	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 954	—	同上
発行済株式総数	403,171,954	—	—
総株主の議決権	—	373,171	—



② 【自己株式等】

該当ありません。

2 【株価の推移】

当行の株式は、証券取引所に上場されておりません。

3 【役員の方況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)	就任年月日
専務取締役		津留 正純	昭和22年9月4日	昭和45年4月 株式会社福岡銀行 入行 平成11年6月 取締役 総合企画部長委嘱 平成13年6月 取締役 人事部長委嘱 平成14年4月 常務取締役 平成17年4月 専務取締役 平成18年4月 顧問 平成18年4月 株式会社福岡キャピタルパートナーズ 代表取締役社長 平成18年11月 株式会社親和銀行 専務取締役 (現職)	—	平成18年11月8日
常務取締役		新名 孝至	昭和40年2月27日	平成2年4月 株式会社日本興業銀行 入行 平成12年2月 ゴールドマン・サックス証券会社 入社 平成15年5月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ 入社 平成18年11月 株式会社親和銀行 常務取締役 (現職)	—	平成18年11月8日
取締役		相良 克巳	昭和29年10月26日	昭和53年4月 株式会社親和銀行 入行 平成16年4月 総務部長 平成18年6月 株式会社九州親和ホールディングス 取締役総合企画グループマネージャー (現職) 平成18年11月 株式会社親和銀行 取締役 (現職)	—	平成18年11月8日
取締役		柴戸 隆成	昭和29年3月13日	昭和51年4月 株式会社福岡銀行 入行 平成13年6月 総合企画部長 平成15年6月 取締役 総合企画部長委嘱 平成17年4月 常務取締役 平成18年6月 取締役 常務執行役員 (現職) 平成18年11月 株式会社親和銀行 取締役 (現職)	—	平成18年11月8日

(注) 取締役 柴戸隆成氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4 証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）の中間財務諸表は、中央青山監査法人（現みずぎ監査法人）の監査証明を受け、当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、新日本監査法人の監査証明を受けております。

なお、当中間期において、監査人を中央青山監査法人（現みずぎ監査法人）から新日本監査法人へ変更しております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	80,448	3.19	68,916	2.87	90,417	3.51
コールローン及び買入手形		146,000	5.80	61,178	2.55	94,584	3.67
買入金銭債権		40	0.00	18	0.00	37	0.00
商品有価証券		149	0.01	659	0.03	109	0.01
金銭の信託	※6	5,549	0.22	6,787	0.28	6,727	0.26
有価証券	※1,8	535,229	21.25	641,966	26.76	602,619	23.39
貸出金	※2,3 4,5,6 7,8,9	1,684,577	66.90	1,596,634	66.55	1,718,963	66.73
外国為替	※7	1,960	0.08	1,832	0.08	1,426	0.06
その他資産	※8	12,620	0.50	15,057	0.63	17,086	0.66
動産不動産	※8 10,11 12	68,014	2.70	—	—	66,776	2.59
有形固定資産	※10 11,12	—	—	60,668	2.53	—	—
無形固定資産		—	—	1,411	0.06	—	—
繰延税金資産		38,635	1.53	29,496	1.23	36,891	1.43
連結調整勘定		23	0.00	—	—	20	0.00
支払承諾見返		29,652	1.18	28,100	1.17	28,984	1.13
貸倒引当金	※6	△84,746	△3.36	△113,682	△4.74	△88,494	△3.44
投資損失引当金		—	—	△38	△0.00	—	—
資産の部合計		2,518,157	100.00	2,399,007	100.00	2,576,149	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		2,175,188	86.38	2,103,703	87.69	2,139,299	83.04
譲渡性預金		51,277	2.04	60,539	2.52	46,622	1.81
売現先勘定	※8	1,190	0.05	553	0.02	—	—
債券貸借取引受入担保金	※8	108,582	4.31	75,044	3.13	186,385	7.23
借入金	※13	15,214	0.60	14,316	0.60	14,802	0.57
外国為替		68	0.00	12	0.00	21	0.00
社債	※14	5,000	0.20	15,000	0.63	15,000	0.58
その他負債		7,426	0.29	11,122	0.46	11,229	0.44
賞与引当金		467	0.02	879	0.04	860	0.03
退職給付引当金		12,000	0.48	11,363	0.47	11,728	0.46
再評価に係る繰延税金負債	※10	16,614	0.66	16,305	0.68	16,422	0.64
支払承諾		29,652	1.18	28,100	1.17	28,984	1.13
負債の部合計		2,422,684	96.21	2,336,942	97.41	2,471,357	95.93
(少数株主持分)							
少数株主持分		5,018	0.20	—	—	5,018	0.20
(資本の部)							
資本金		22,713	0.90	—	—	30,213	1.17
資本剰余金	※15	19,942	0.79	—	—	27,442	1.07
利益剰余金	※15	17,329	0.69	—	—	17,195	0.67
土地再評価差額金	※10	22,520	0.89	—	—	22,261	0.86
その他有価証券評価差額金		7,947	0.32	—	—	2,659	0.10
資本の部合計		90,454	3.59	—	—	99,772	3.87
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2,518,157	100.00	—	—	2,576,149	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		—	—	30,213	1.26	—	—
資本剰余金		—	—	27,442	1.15	—	—
利益剰余金		—	—	△24,203	△1.01	—	—
株主資本合計		—	—	33,452	1.40	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	1,428	0.06	—	—
土地再評価差額金	※10	—	—	22,099	0.92	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	23,527	0.98	—	—
少数株主持分		—	—	5,084	0.21	—	—
純資産の部合計		—	—	62,064	2.59	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	2,399,007	100.00	—	—

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		42,079	100.00	31,992	100.00	86,437	100.00
資金運用収益		25,840		25,295		51,003	
(うち貸出金利息)		(22,295)		(19,619)		(43,181)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,507)		(5,351)		(7,696)	
役務取引等収益		3,903		4,349		8,023	
その他業務収益		7,143		1,127		13,721	
その他経常収益		5,192		1,220		13,689	
経常費用		34,947	83.05	65,136	203.60	74,282	85.94
資金調達費用		1,728		3,551		4,125	
(うち預金利息)		(720)		(941)		(1,319)	
役務取引等費用		1,598		1,614		3,218	
その他業務費用		77		8		259	
営業経費		15,387		15,845		30,784	
その他経常費用	※1	16,155		44,117		35,895	
経常利益(△は経常損失)		7,132	16.95	△33,144	△103.60	12,155	14.06
特別利益		1,036	2.46	529	1.65	2,400	2.78
特別損失	※2,3	2,429	5.78	388	1.21	2,812	3.25
税金等調整前中間(当期)純利益 (△は税金等調整前中間純損失)		5,738	13.63	△33,003	△103.16	11,743	13.59
法人税、住民税及び事業税		85	0.20	564	1.76	503	0.58
法人税等調整額		1,448	3.44	7,807	24.40	6,098	7.06
少数株主利益 (△は少数株主損失)		0	0.00	△0	△0.00	0	0.00
中間(当期)純利益 (△は中間純損失)		4,204	9.99	△41,373	△129.32	5,140	5.95

③ 【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		37,511	37,511
資本剰余金増加高		1,798	9,298
増資による新株の発行		1,798	9,298
資本剰余金減少高		19,367	19,367
資本準備金取崩による減少高		19,367	19,367
資本剰余金中間期末(期末)残高		19,942	27,442
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		△7,109	△7,109
利益剰余金増加高		24,438	25,633
中間(当期)純利益		4,204	5,140
資本準備金取崩による増加高		19,367	19,367
土地再評価差額金取崩額		866	1,125
利益剰余金減少高		—	1,328
配当金		—	1,328
利益剰余金中間期末(期末)残高		17,329	17,195

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	30,213	27,442	17,195	74,851
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)			△187	△187
中間純損失			△41,373	△41,373
土地再評価差額金の取崩			162	162
連結子会社の増加			△0	△0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)				
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△41,399	△41,399
平成18年9月30日残高(百万円)	30,213	27,442	△24,203	33,452

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	2,659	22,261	24,921	5,018	104,791
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					△187
中間純損失					△41,373
土地再評価差額金の取崩					162
連結子会社の増加					△0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,231	△162	△1,393	66	△1,327
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,231	△162	△1,393	66	△42,726
平成18年9月30日残高(百万円)	1,428	22,099	23,527	5,084	62,064

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。



④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益(△は税金等調整 前中間純損失)		5,738	△33,003	11,743
減価償却費		1,133	1,075	2,298
減損損失		2,233	148	2,349
連結調整勘定償却額		3	—	6
のれん償却額		—	3	—
持分法による投資損益(△)		38	786	13
貸倒引当金の増加額		475	25,188	4,223
投資損失引当金の増加額		—	5	—
賞与引当金の増加額・ 減少額(△)		△448	19	△54
退職給付引当金の減少額(△)		△180	△364	△453
資金運用収益		△25,840	△25,295	△51,003
資金調達費用		1,728	3,551	4,125
有価証券関係損益(△)		△6,313	246	△13,842
金銭の信託の運用損益(△)		△114	38	△0
為替差損益(△)		△1,703	49	58
動産不動産処分損益(△)		173	—	167
固定資産処分損益(△)		—	15	—
貸出金の純増(△)減		141,940	122,328	107,554
預金の純増減(△)		△127,800	△35,182	△163,689
譲渡性預金の純増減(△)		8,318	13,917	3,663
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		783	△485	371
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		300	△339	19
コールローン等の純増(△)減		△145,510	33,425	△94,091
コールマネー等の純増減(△)		△301	551	△1,492
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		65,445	△113,085	140,236
外国為替(資産)の純増(△)減		1,147	△405	1,682
外国為替(負債)の純増減(△)		3	△9	△44
資金運用による収入		25,912	23,975	50,468
資金調達による支出		△3,452	△3,028	△6,481
その他		△200	△986	2,747
小計		△56,490	13,138	577
法人税等の還付額		119	73	122
法人税等の支払額		△129	△375	△285
営業活動による キャッシュ・フロー		△56,500	12,836	414

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	(自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△138,731	△123,711	△266,023
有価証券の売却による収入		89,691	59,588	117,130
有価証券の償還による収入		32,817	28,487	63,222
金銭の信託の増加による支出		△2,434	△131	△3,836
金銭の信託の減少による収入		—	32	108
動産不動産の取得による支出		△565	—	△1,287
有形固定資産の取得による 支出		—	△636	—
動産不動産の売却による収入		1,050	—	1,916
有形固定資産の売却による 収入		—	2,111	—
無形固定資産の取得による 支出		—	△244	—
投資活動による キャッシュ・フロー		△18,172	△34,503	△88,769
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		2,500	—	2,500
劣後特約付借入金 の返済による支出		△500	—	△500
劣後特約付社債の発行による 収入		4,829	—	14,585
株式の発行による収入		3,581	—	18,527
配当金支払額		△0	△187	△1,328
少数株主からの払込による収入		5,000	—	5,000
財務活動による キャッシュ・フロー		15,410	△187	38,783
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		16	12	14
V 現金及び現金同等物の 増加額・減少額(△)		△59,245	△21,840	△49,556
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		138,944	89,387	138,944
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		79,699	67,546	89,387

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社 会社名 親和ビジネスサービス株式会社 しんわ不動産サービス株式会社 株式会社親和経済文化研究所 親和リース株式会社 しんわベンチャーキャピタル株式会社 親和コーポレート・パートナーズ株式会社 企業再生支援等への取組み強化策として、平成17年5月13日付けで親和分割準備株式会社を設立いたしました。なお、平成17年9月27日付けで会社分割を実施し、併せて社名を親和コーポレート・パートナーズ株式会社に変更し、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 8社 主要な会社名 親和ビジネスサービス株式会社 しんわ不動産サービス株式会社 株式会社親和経済文化研究所 親和リース株式会社 しんわベンチャーキャピタル株式会社 親和コーポレート・パートナーズ株式会社 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間より、以下の投資事業組合を新たに連結の範囲に含め、連結財務諸表を作成しております。 しんわベンチャーキャピタル 企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合 九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 企業再生支援等への取組み強化策として、平成17年5月13日付けで親和分割準備株式会社を設立いたしました。なお、平成17年9月27日付けで会社分割を実施し、併せて社名を親和コーポレート・パートナーズ株式会社に変更し、当連結会計年度から連結子会社としております。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 西九州保証サービス株式会社 九州ユニオンクレジット株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 西九州保証サービス株式会社 九州ユニオンクレジット株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 西九州保証サービス株式会社 九州ユニオンクレジット株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 6社 (2) 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、関連会社株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。
	(5) 繰延資産の処理方法 新株発行費及び社債発行費は資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。	(5) 繰延資産の処理方法 ① 新株発行費 3年間の均等償却を行っております。 ② 社債発行費 3年間の均等償却を行っております。	(5) 繰延資産の処理方法 ① 新株発行費 旧商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。 ② 社債発行費 旧商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は83,043百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は69,070百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は65,967百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	—	(7) 投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	—
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理。
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同左	(10) リース取引の処理方法 同左
	(11) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同左	(11) 消費税等の会計処理 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第 6号平成15年10月31日)を当中間 連結会計期間から適用しておりま す。これにより税金等調整前中間純 利益は2,229百万円減少しておりま す。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準」(企業会計基準 第 5号平成17年12月 9日)及び「貸 借対照表の純資産の部の表示に関す る会計基準等の適用指針」(企業会 計基準適用指針第 8号平成17年12月 9日)を当中間連結会計期間から適 用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従 来の「資本の部」に相当する金額は 56,980百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間におけ る中間連結貸借対照表の純資産の部 については、中間連結財務諸表規則 及び銀行法施行規則の改正に伴い、 改正後の中間連結財務諸表規則及び 銀行法施行規則により作成しており ます。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報 告) 「投資事業組合に対する支配力基 準及び影響力基準の適用に関する実 務上の取扱い」(実務対応報告第20 号平成18年 9月 8日)が公表日以後 終了する中間連結会計期間に係る中 間連結財務諸表から適用されること になったことに伴い、当中間連結会 計期間から同実務対応報告を適用し ております。これによる中間連結貸 借対照表等と与える影響は軽微であ ります。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第 6号平成15年10月31日)を当連結 会計年度から適用しております。こ れにより税金等調整前当期純利益は 2,344百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>



前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務対応報告)</p> <p>「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した新株発行費及び社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「資金調達費用」及び「資金運用収益」中の「その他の支払利息」及び「その他の受入利息」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(4) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は、「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は14,162百万円、延滞債権額は110,476百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は679百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,926百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,012百万円、延滞債権額は169,044百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,114百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式26百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,052百万円、延滞債権額は118,889百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は79百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は62,013百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は186,245百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は59,585百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を20,325百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額79,910百万円に係る貸倒引当金を計上しております。 また、金銭の信託のうち2,434百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,990百万円であります。</p> <p>※8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,470百万円及び預け金9百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は110,715百万円であり、対応する売現先勘定は1,190百万円、債券貸借取引受入担保金は108,582百万円であります。 また、動産不動産のうち保証金権利金は3,644百万円であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は215,195百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は105,104百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を41,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額146,916百万円に係る貸倒引当金を計上しております。 また、金銭の信託のうち3,826百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,157百万円あります。</p> <p>※8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券121,599百万円及び預け金6百万円、その他の資産64百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は79,165百万円であり、対応する売現先勘定は553百万円、債券貸借取引受入担保金は75,044百万円あります。 また、その他資産のうち保証金は2,405百万円あります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は189,034百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は116,078百万円あります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を42,401百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額158,480百万円に係る貸倒引当金を計上しております。 また、金銭の信託のうち3,727百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、36,988百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,683百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー 一百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券131,873百万円及び預け金9百万円、貸出金30,000百万円及びその他の資産21百万円を差し入れております。また、現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は187,300百万円であり、対応する債券貸借取引受入担保金は186,385百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、451,946百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、435,603百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>また、動産不動産のうち保証金権利金は3,594百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、419,345百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p>
<p>※11 動産不動産の減価償却累計額 38,765百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 35,915百万円</p>	<p>※11 動産不動産の減価償却累計額 38,433百万円</p>
<p>※12 動産不動産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※12 動産不動産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>
<p>※14 劣後特約付社債5,000百万円 であります。</p>	<p>※14 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。</p>	<p>※14 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。</p>
		<p>※15 当行は、旧商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、当連結会計年度中に資本準備金を取り崩しております。これに伴い資本準備金は28,767百万円減少し、その他資本剰余金中の「資本金及び資本準備金減少差益」は9,400百万円増加、利益剰余金は19,367百万円増加しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																								
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額15,693百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※3 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>26か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>677百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>22か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>1,105百万円</td> </tr> </table> <p>(2)営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>5か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>398百万円</td> </tr> </table> <p>(3)賃貸物件(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①福岡県</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>11百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(2,233百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グループिंगの方法)</p> <p>営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグループिंगしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグループिंगしております。</p>	①長崎県内	26か所	減損損失額	677百万円	②長崎県外	22か所	減損損失額	1,105百万円	①長崎県内	1か所	減損損失額	41百万円	②長崎県外	5か所	減損損失額	398百万円	①福岡県	1か所	減損損失額	11百万円	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額39,431百万円、株式等償却2,065百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>※3 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>4か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>(2)営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>127百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(148百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グループिंगの方法)</p> <p>営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグループिंगしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグループिंगしております。</p>	①長崎県内	1か所	減損損失額	2百万円	②長崎県外	4か所	減損損失額	6百万円	①長崎県内	1か所	減損損失額	11百万円	②長崎県外	3か所	減損損失額	127百万円	<p>※1 その他の経常費用には、債権売却損1,757百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の特別損失70百万円は、臨時に支払った従業員の割増退職金であります。</p> <p>※3 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>27か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>777百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>22か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>1,121百万円</td> </tr> </table> <p>(2)営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>5か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>398百万円</td> </tr> </table> <p>(3)賃貸物件(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>福岡県</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>減損損失額</td> <td>11百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(2,349百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グループिंगの方法)</p> <p>営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグループिंगしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグループिंगしております。</p>	①長崎県内	27か所	減損損失額	777百万円	②長崎県外	22か所	減損損失額	1,121百万円	①長崎県内	1か所	減損損失額	41百万円	②長崎県外	5か所	減損損失額	398百万円	福岡県	1か所	減損損失額	11百万円
①長崎県内	26か所																																																									
減損損失額	677百万円																																																									
②長崎県外	22か所																																																									
減損損失額	1,105百万円																																																									
①長崎県内	1か所																																																									
減損損失額	41百万円																																																									
②長崎県外	5か所																																																									
減損損失額	398百万円																																																									
①福岡県	1か所																																																									
減損損失額	11百万円																																																									
①長崎県内	1か所																																																									
減損損失額	2百万円																																																									
②長崎県外	4か所																																																									
減損損失額	6百万円																																																									
①長崎県内	1か所																																																									
減損損失額	11百万円																																																									
②長崎県外	3か所																																																									
減損損失額	127百万円																																																									
①長崎県内	27か所																																																									
減損損失額	777百万円																																																									
②長崎県外	22か所																																																									
減損損失額	1,121百万円																																																									
①長崎県内	1か所																																																									
減損損失額	41百万円																																																									
②長崎県外	5か所																																																									
減損損失額	398百万円																																																									
福岡県	1か所																																																									
減損損失額	11百万円																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>遊休資産は、各々独立した資産として、また、連結子会社は、個社毎にグルーピングしておりますが、連結子会社が所有する遊休資産・賃貸物件については各々独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方等)</p> <p>回収可能価額の測定は、主に正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。また、一部の回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.9%で割り引いて算定しております。</p>	<p>遊休資産は、各々独立した資産として、また、連結子会社は、個社毎にグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方等)</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。</p>	<p>遊休資産は、各々独立した資産として、また、連結子会社は、個社毎にグルーピングしておりますが、連結子会社が所有する遊休資産・賃貸物件については各々独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等)</p> <p>回収可能価額の測定は、主に正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。また、一部の回収可能価額については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.9%で割り引いて算定しております。</p>



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
普通株式	373,171	—	—	373,171	—
第一回優先株式	30,000	—	—	30,000	—
合 計	403,171	—	—	403,171	

2 配当に関する事項

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	第一回優先株式	187	6.25	平成18年3月31日	平成18年6月28日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年 9月 30日現在	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年 9月 30日現在	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年 3月 31日現在
現金預け金勘定 80,448 定期預け金 △9 当座預け金 △395 普通預け金 △262 別段預け金 △0 郵貯預け金 △81 現金及び現金同等物 79,699	現金預け金勘定 68,916 当座預け金 △940 普通預け金 △318 郵便振替 △100 その他預け金 (除く日銀預け金) △10 現金及び現金同等物 67,546	現金預け金勘定 90,417 当座預け金 △634 普通預け金 △278 郵便振替 △106 その他預け金 (除く日銀預け金) △9 現金及び現金同等物 89,387

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>3,915百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,915百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>動産</td> <td>2,154百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,154百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>1,760百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,760百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>678百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,082百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,760百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>345百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>345百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	3,915百万円	合計	3,915百万円	動産	2,154百万円	合計	2,154百万円	動産	1,760百万円	合計	1,760百万円	1年内	678百万円	1年超	1,082百万円	合計	1,760百万円	支払リース料	345百万円	減価償却費相当額	345百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>4,473百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,473百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>動産</td> <td>2,190百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,190百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>2,282百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,282百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>873百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,409百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,282百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>380百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>380百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	4,473百万円	合計	4,473百万円	動産	2,190百万円	合計	2,190百万円	動産	2,282百万円	合計	2,282百万円	1年内	873百万円	1年超	1,409百万円	合計	2,282百万円	支払リース料	380百万円	減価償却費相当額	380百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>4,445百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,445百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却累計額相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>動産</td> <td>2,486百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,486百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>動産</td> <td>1,958百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,958百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>691百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,267百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,958百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料及び減価償却費相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>722百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>722百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	取得価額相当額		動産	4,445百万円	合計	4,445百万円	動産	2,486百万円	合計	2,486百万円	動産	1,958百万円	合計	1,958百万円	1年内	691百万円	1年超	1,267百万円	合計	1,958百万円	支払リース料	722百万円	減価償却費相当額	722百万円
取得価額相当額																																																																										
動産	3,915百万円																																																																									
合計	3,915百万円																																																																									
動産	2,154百万円																																																																									
合計	2,154百万円																																																																									
動産	1,760百万円																																																																									
合計	1,760百万円																																																																									
1年内	678百万円																																																																									
1年超	1,082百万円																																																																									
合計	1,760百万円																																																																									
支払リース料	345百万円																																																																									
減価償却費相当額	345百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
動産	4,473百万円																																																																									
合計	4,473百万円																																																																									
動産	2,190百万円																																																																									
合計	2,190百万円																																																																									
動産	2,282百万円																																																																									
合計	2,282百万円																																																																									
1年内	873百万円																																																																									
1年超	1,409百万円																																																																									
合計	2,282百万円																																																																									
支払リース料	380百万円																																																																									
減価償却費相当額	380百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
動産	4,445百万円																																																																									
合計	4,445百万円																																																																									
動産	2,486百万円																																																																									
合計	2,486百万円																																																																									
動産	1,958百万円																																																																									
合計	1,958百万円																																																																									
1年内	691百万円																																																																									
1年超	1,267百万円																																																																									
合計	1,958百万円																																																																									
支払リース料	722百万円																																																																									
減価償却費相当額	722百万円																																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産 2,839百万円 合計 2,839百万円 減価償却累計額 動産 1,322百万円 合計 1,322百万円 中間連結会計期間末残高 動産 1,516百万円 合計 1,516百万円</li> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 604百万円 1年超 983百万円 合計 1,588百万円</li> <li>受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 382百万円 減価償却費 324百万円 受取利息相当額 50百万円</li> <li>利息相当額の算定方法 各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>(減損損失について) リース資産には減損損失はありません。</p>	<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 平成18年 9月29日付で全リース資産を譲渡いたしましたので該当事項はありません。</li> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 平成18年 9月29日付で全リース資産を譲渡いたしましたので該当事項はありません。</li> <li>受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 361百万円 減価償却費 306百万円 受取利息相当額 39百万円</li> <li>利息相当額の算定方法 各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>(減損損失について) リース資産には減損損失はありません。</p>	<p>(2) 貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 動産 2,825百万円 合計 2,825百万円 減価償却累計額 動産 1,470百万円 合計 1,470百万円 年度末残高 動産 1,355百万円 合計 1,355百万円</li> <li>未経過リース料年度末残高相当額 1年内 584百万円 1年超 855百万円 合計 1,439百万円</li> <li>受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 800百万円 減価償却費 650百万円 受取利息相当額 96百万円</li> <li>利息相当額の算定方法 各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>(減損損失について) リース資産には減損損失はありません。</p>

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「その他資産」中の出資金及び親会社株式を含めて記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	25,701	36,612	10,911	11,304	393
債券	387,777	389,097	1,319	2,625	1,305
国債	291,330	291,237	△92	1,026	1,118
地方債	36,455	37,013	558	654	96
社債	59,992	60,846	854	943	89
その他	99,257	99,174	△82	879	961
合計	512,736	524,885	12,148	14,809	2,660

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、ありません。

なお、減損処理にあつては、個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,194
私募事業債	6,626

## II 当中間連結会計期間末

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	16,360	22,708	6,347
債券	447,679	445,061	△2,618
国債	363,956	361,027	△2,929
地方債	32,301	32,385	83
社債	51,421	51,649	228
その他	164,751	163,027	△1,724
合計	628,792	630,797	2,005

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、241百万円(全て株式)であります。

なお、減損処理にあつては、個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断しております。

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,138
私募事業債	7,954

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	109	△0

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	17,543	26,651	9,107	9,517	409
債券	415,577	409,548	△6,029	934	6,963
国債	327,144	321,039	△6,105	224	6,329
地方債	34,744	34,695	△49	279	329
社債	53,688	53,813	125	430	304
その他	154,268	154,954	686	3,480	2,794
合計	587,390	591,154	3,764	13,932	10,168

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、ありません。

なお、減損処理にあつては、個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容の検討等により、総合的に判断しております。

#### 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

該当ありません。

#### 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	121,601	14,199	279

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	3,117
私募事業債	7,564

7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
株式	—	—	—	764
債券	50,474	235,861	78,250	44,985
国債	34,603	175,627	66,213	44,595
地方債	6,161	23,277	5,255	—
社債	9,709	36,956	6,781	390
その他	1,180	74,429	21,419	38,807
合計	51,654	310,291	99,670	84,557



(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	2,434	2,434	—	—	—

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	3,826	3,826	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	—

2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭信託	3,727	3,727	—	—	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12,153
その他有価証券	12,153
(△)繰延税金負債	4,206
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,947
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	7,947

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,006
その他有価証券	2,006
(△)繰延税金負債	578
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,428
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,428

### Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,767
その他有価証券	3,767
(△)繰延税金負債	1,108
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,658
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1
その他有価証券評価差額金	2,659

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	4,380	△92	△92
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△92	△92

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	35,136	△145	△145
	為替予約	254	1	1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△144	△144

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—
	クレジット・デフォルト・スワップ	1,000	21	21
	合計	—	21	21

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## II 当中間連結会計期間末

## (1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	1,400	△16	△16
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△16	△16

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## (2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	23,376	△174	△174
	為替予約	300	0	0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△174	△174

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—
	クレジット・デフォルト・スワップ	1,000	10	10
	合計	—	10	10

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当行が取り扱っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引・金利先物取引等、通貨関連では通貨スワップ取引・為替予約取引等、有価証券関連では債券先物取引、債券オプション取引、その他にクレジットデリバティブ取引等を行っております。

##### (2) 取引に対する取組方針

当行は、貸出金、有価証券等に係る市場関連リスクの回避を主目的としてデリバティブ取引を活用することとし、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)の取引は一定の取引枠や損失限度額を設けて行う方針であります。

##### (3) 取引の利用目的

当行は、固定金利運用・調達に係る金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引・金利先物取引等を、外貨建資産・負債に係る為替変動リスク及び流動性リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。また、トレーディング目的等で、債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引・クレジットデリバティブ取引等を行っております。

##### (4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを内包しております。

市場リスクにつきましては、金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを有しております。金利関連、通貨関連のデリバティブ取引は主にヘッジ目的の取引であるため、これら取引のもたらすリスクは小さいと考えております。

また、有価証券関連のデリバティブ取引は価格変動リスクの市場リスクを有しておりますが、市場が大幅に変動して大きな損失を被る可能性がある場合には迅速な対応ができるよう管理体制を整備しております。

なお、信用リスクにつきましては、デリバティブ取引について高度なノウハウを有する銀行及び証券会社との取引を基本とし、かつ経済環境の変化等を背景とする取引相手先の信用状況の変動に対して機動的に対応することに努めております。また、クレジットデリバティブの信用リスクにつきましては、取引ごとの含み損益を市場実勢を基に算出して管理を行っております。

自己資本比率(国内基準)規制に基づき、算出した金利関連取引の信用リスク相当額は325百万円であります。

##### (5) 取引に係るリスク管理体制

取引枠や損失限度額等の決裁権限は「証券国際部決裁権限規定」に定められております。これらの規定に従い、証券国際部においてデリバティブ取引の実行及び管理を行っております。

契約額・実現損益・評価損益等の取引執行状況は、月次で経営管理部を通じてALM委員会等に報告されております。

##### (6) 「取引の時価等に関する事項」についての補足説明

金利スワップ取引、クレジットデリバティブ取引における想定元本金額の受け払いは、実際には行われず、単に交換金額を計算するための算出基礎であります。従って想定元本額がそのまま市場リスク、信用リスクを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	金利スワップ 受取変動・支払 固定	2,455	1,615	△41	△41
	金利オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	△41	△41

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	40,093	18,325	△181	△181
	売建	4,691	—	△40	△40
	買建	4,724	—	66	66
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	△154	△154

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません



(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—
	売建	1,000	1,000	15	15
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	15	15

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

**【国際業務経常収益】**

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	180.09	72.29	185.96
1株当たり中間(当期) 純利益(△は1株当たり 中間純損失)	円	13.68	△110.87	14.80
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	10.13	—	11.96

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益				
中間(当期)純利益 (△は中間純損失)	百万円	4,204	△41,373	5,140
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—	375
うち利益処分による 優先配当相当額	百万円	—	—	375
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (△は中間純損失)	百万円	4,204	△41,373	4,765
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	307,305	373,171	321,860
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	375
うち利益処分による優 先配当相当額	百万円	—	—	375
普通株式増加数	千株	107,642	—	107,642
うち第一回優先株式	千株	107,642	—	107,642
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜 在株式の概要		—	第一回優先株式 (発行済株式数30,000,000株)	—

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当中間連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	—	62,064	—
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	—	35,084	—
(うち第一回優先株式)	—	30,000	—
(うち少数株主持分)	—	5,084	—
普通株式に係る中間期末の純 資産額(百万円)	—	26,980	—
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末の普通株 式の数(千株)	—	373,171	—

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(1) 当行は、平成18年10月13日、事業再生に大きな実績がある株式会社福岡銀行および全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で、不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生の同時実現への取り組みに向けた業務提携に基本合意いたしました。</p> <p>その主な内容は、次のとおりです。</p> <p>① 提携先のノウハウを活用して、取引先企業の事業再生支援・早期健全化支援等の業務を共同で構築いたします。</p> <p>② 株式会社福岡銀行の100%子会社である「ふくおか債権回収株式会社」の機能を長崎県内に展開して、当行の不良債権処理のスピードアップを図ります。</p> <p>③ 当行、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが共同で、当行の債権を譲り受けるための再生ファンドを創設いたします。</p> <p>④ 平成18年11月に株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズから役職員を受け入れております。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2) 平成18年11月8日開催の当行取締役会において、下記のとおり株主割当による普通株式の発行について決議し、当行の親会社である株式会社九州親和ホールディングスへ全額割当てしております。</p> <p>① 募集株式の種類 普通株式</p> <p>② 募集株式の数 187,500,000株</p> <p>③ 払込金額 1株あたり160円</p> <p>④ 払込金額の総額 30,000,000,000円</p> <p>⑤ 募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日(払込期日) 平成18年12月6日(水曜日)</p> <p>⑥ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>a 払込金額中資本金として計上する額 1株あたり80円</p> <p>b 増加する資本金の総額 15,000,000,000円</p> <p>c 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額 1株あたり80円</p> <p>d 増加する資本準備金の総額 15,000,000,000円</p> <p>⑦ 募集方法及び各株主が割当てを受ける募集株式の数 募集方法は株主割当とし、平成18年12月4日(月曜日)の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主に対し、その所有株式数につき、373,171,954:187,500,000(所有株式373,171,954株につき187,500,000株)の割合をもって割当てを受ける権利を与える。</p> <p>⑧ 募集株式の引受けの申込みの期日(申込期間) 平成18年12月5日(火曜日)</p> <p>⑨ 株式の払込みを取り扱う銀行及び取扱場所 長崎県佐世保市島瀬町10番12号 株式会社 親和銀行 本店</p>	

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	80,448	3.20	68,915	2.87	90,417	3.51
コールローン		146,000	5.81	61,178	2.55	94,584	3.67
買入金銭債権		40	0.00	18	0.00	37	0.00
商品有価証券		149	0.00	659	0.03	109	0.00
金銭の信託	※6	5,549	0.22	6,787	0.28	6,727	0.26
有価証券	※1,8	547,412	21.77	654,361	27.28	614,778	23.89
貸出金	※2,3 4,5,6 7,8,9	1,655,681	65.85	1,574,916	65.66	1,694,741	65.85
外国為替	※7	1,960	0.08	1,832	0.08	1,426	0.06
その他資産	※8	12,505	0.50	14,997	0.63	16,976	0.66
動産不動産	※8 10,11 14	65,856	2.62	—	—	64,842	2.52
有形固定資産	※10 11,14	—	—	60,667	2.53	—	—
無形固定資産		—	—	1,394	0.06	—	—
繰延税金資産		38,612	1.53	29,497	1.23	36,868	1.43
支払承諾見返		29,652	1.18	28,100	1.17	28,984	1.13
貸倒引当金	※6	△68,176	△2.71	△100,317	△4.18	△74,745	△2.90
投資損失引当金		△1,255	△0.05	△4,555	△0.19	△2,187	△0.08
資産の部合計		2,514,437	100.00	2,398,454	100.00	2,573,561	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		2,176,815	86.57	2,108,700	87.92	2,142,095	83.23
譲渡性預金		51,277	2.04	60,539	2.52	46,622	1.81
売現先勘定	※8	1,190	0.05	553	0.02	—	—
債券貸借取引受入担保金	※8	108,582	4.32	75,044	3.13	186,385	7.24
借入金	※12	15,214	0.60	14,316	0.60	14,802	0.58
外国為替		68	0.00	12	0.00	21	0.00
社債	※13	5,000	0.20	15,000	0.63	15,000	0.58
その他負債		7,220	0.29	10,163	0.42	11,032	0.43
賞与引当金		435	0.02	819	0.04	815	0.03
退職給付引当金		11,988	0.48	11,348	0.47	11,713	0.46
関係会社支援引当金		—	—	761	0.03	—	—
再評価に係る繰延税金負債	※14	16,614	0.66	16,305	0.68	16,422	0.64
支払承諾		29,652	1.18	28,100	1.17	28,984	1.13
負債の部合計		2,424,060	96.41	2,341,666	97.63	2,473,896	96.13
(資本の部)							
資本金		22,713	0.90	—	—	30,213	1.17
資本剰余金		19,942	0.79	—	—	27,442	1.07
資本準備金		10,542		—		18,042	
その他資本剰余金		9,400		—		9,400	
利益剰余金		17,252	0.69	—	—	17,088	0.66
利益準備金		12,195		—		12,195	
中間(当期)未処分利益		5,056		—		4,892	
土地再評価差額金	※14	22,520	0.89	—	—	22,261	0.87
その他有価証券評価差額金		7,947	0.32	—	—	2,658	0.10
資本の部合計		90,377	3.59	—	—	99,664	3.87
負債及び資本の部合計		2,514,437	100.00	—	—	2,573,561	100.00



区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
資本金		—	—	30,213	1.26	—	—
資本剰余金		—	—	27,442	1.15	—	—
資本準備金		—		18,042		—	
その他資本剰余金		—		9,400		—	
利益剰余金		—	—	△24,396	△1.02	—	—
利益準備金		—		12,195		—	
その他利益剰余金		—		△36,592		—	
繰越利益剰余金		—		△36,592		—	
株主資本合計		—	—	33,259	1.39	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	1,428	0.06	—	—
土地再評価差額金	※14	—	—	22,099	0.92	—	—
評価・換算差額等合計		—	—	23,528	0.98	—	—
純資産の部合計		—	—	56,787	2.37	—	—
負債及び純資産の部合計		—	—	2,398,454	100.00	—	—

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		41,648	100.00	31,515	100.00	85,445	100.00
資金運用収益		25,822		25,204		50,873	
(うち貸出金利息)		(22,276)		(19,533)		(43,050)	
(うち有価証券利息配当金)		(3,508)		(5,346)		(7,697)	
役務取引等収益		3,903		4,350		8,024	
その他業務収益		7,123		1,113		13,677	
その他経常収益		4,799		847		12,871	
経常費用		34,604	83.09	64,666	205.19	73,209	85.68
資金調達費用		1,727		3,551		4,121	
(うち預金利息)		(720)		(941)		(1,319)	
役務取引等費用		1,598		1,614		3,218	
その他業務費用		76		7		258	
営業経費	※1	15,079		15,487		30,027	
その他経常費用	※2	16,122		44,005		35,583	
経常利益(△は経常損失)		7,044	16.91	△33,151	△105.19	12,236	14.32
特別利益		1,029	2.47	301	0.96	2,164	2.53
特別損失	※3,4	2,410	5.79	279	0.89	2,740	3.21
税引前中間(当期)純利益 (△は税引前中間純損失)		5,663	13.59	△33,128	△105.12	11,661	13.64
法人税、住民税及び事業税		26	0.06	546	1.73	469	0.55
法人税等調整額		1,446	3.47	7,784	24.70	6,095	7.13
中間(当期)純利益 (△は中間純損失)		4,189	10.06	△41,459	△131.55	5,095	5.96
前期繰越利益		—		—		—	
土地再評価差額金取崩額		866		—		1,125	
中間配当額		—		—		1,328	
中間(当期)未処分利益		5,056		—		4,892	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	30,213	18,042	9,400	27,442	12,195	4,892	17,088	74,744
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注)						△187	△187	△187
中間純損失						△41,459	△41,459	△41,459
土地再評価差額金の取崩						162	162	162
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	△41,484	△41,484	△41,484
平成18年9月30日残高(百万円)	30,213	18,042	9,400	27,442	12,195	△36,592	△24,396	33,259

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	2,658	22,261	24,920	99,664
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△187
中間純損失				△41,459
土地再評価差額金の取崩				162
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△1,230	△162	△1,392	△1,392
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,230	△162	△1,392	△42,877
平成18年9月30日残高(百万円)	1,428	22,099	23,528	56,787

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 同左	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額金については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：3年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5 繰延資産の処理方法	新株発行費及び社債発行費は資産として計上し、3年間の均等償却を行っております。	(1) 新株発行費 3年間の均等償却を行っております。 (2) 社債発行費 3年間の均等償却を行っております。	(1) 新株発行費 旧商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。 (2) 社債発行費 旧商法施行規則に規定する最長期間(3年間)で均等償却しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は57,931百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は48,975百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は45,954百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 同左</p>	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	—————	<p>(5) 関係会社支援引当金</p> <p>関係会社支援引当金は、関係会社の債務超過にかかる損失に備えるため、関係会社に対する投資額を超えて負担が見込まれる額を計上しております。</p>	—————
7 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第 6号平成15年10月31日)を当中間 会計期間から適用しております。こ れにより税引前中間純利益は2,218 百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>	<p>—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準」(企業会計基準 第 5号平成17年12月 9日)及び「貸 借対照表の純資産の部の表示に関す る会計基準等の適用指針」(企業会 計基準適用指針第 8号平成17年12月 9日)を当中間会計期間から適用し ております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の 「資本の部」に相当する金額は 56,787百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中 間貸借対照表の純資産の部につい ては、中間財務諸表等規則及び銀行法 施行規則の改正に伴い、改正後の中 間財務諸表等規則及び銀行法施行規 則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する実務 対応報告) 「繰延資産の会計処理に関する当 面の取扱い」(実務対応報告第19号 平成18年 8月11日)が公表日以後終 了する中間会計期間から適用される こととなったことに伴い、当中間会 計期間から同実務対応報告を適用し ております。</p> <p>なお、平成18年 3月31日に終了す る事業年度の貸借対照表に計上した 新株発行費及び社債発行費は、同実 務対応報告の経過措置に基づき従前 の会計処理を適用し 3年間の均等償 却を行っております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第 6号平成15年10月31日)を当事業 年度から適用しております。これに より税引前当期純利益は2,333百万 円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「資金調達費用」及び「資金運用収益」中の「その他の支払利息」及び「その他の受入利息」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。</li> <li>(2)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</li> <li>(3)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</li> </ol>



注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1 子会社の株式総額 12,176百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,620百万円、延滞債権額は85,004百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は679百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 12,683百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,759百万円、延滞債権額は150,578百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 子会社の株式総額 12,176百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,375百万円、延滞債権額は96,379百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は79百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,926百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は155,230百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は59,585百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を20,325百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額79,910百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託のうち2,434百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,990百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,114百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は193,476百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は105,104百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を41,812百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額146,916百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託のうち3,826百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、30,157百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は61,984百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は162,818百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は116,078百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を42,401百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額158,480百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>また、金銭の信託のうち3,727百万円は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、36,988百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,470百万円及び預け金9百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行なっている有価証券は110,715百万円であり、対応する売現先勘定は1,190百万円、債券貸借取引受入担保金は108,582百万円であります。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は3,643百万円であります。</p>	<p>※8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券121,599百万円及び預け金6百万円、その他の資産64百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行なっている有価証券は79,165百万円であり、対応する売現先勘定は553百万円、債券貸借取引受入担保金は75,044百万円であります。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は2,405百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 3,683百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー 一百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券131,873百万円、預け金9百万円、貸出金30,000百万円及びその他の資産21百万円を差し入れております。また、現金担保付債券貸借取引による貸出を行なっている有価証券は187,300百万円であり、対応する債券貸借取引受入担保金は186,385百万円であります。</p>
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、453,646百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、435,603百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、421,205百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※10 動産不動産の減価償却累計額 37,016百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 35,911百万円</p>	<p>※10 動産不動産の減価償却累計額 36,458百万円</p>
<p>※11 動産不動産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※11 動産不動産の圧縮記帳額 17,234百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,500百万円が含まれております。</p>
<p>※13 劣後特約付社債5,000百万円であります。</p>	<p>※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>	<p>※13 社債は、劣後特約付社債15,000百万円であります。</p>
<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,741百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>560百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>174百万円</td> </tr> </table>	建物・動産	560百万円	その他	174百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>501百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>194百万円</td> </tr> </table>	建物・動産	501百万円	その他	194百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物・動産</td> <td>1,144百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>354百万円</td> </tr> </table>	建物・動産	1,144百万円	その他	354百万円																																				
建物・動産	560百万円																																																	
その他	174百万円																																																	
建物・動産	501百万円																																																	
その他	194百万円																																																	
建物・動産	1,144百万円																																																	
その他	354百万円																																																	
<p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額14,413百万円、投資損失引当金繰入額1,255百万円を含んでおります。</p>	<p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額36,985百万円、株式等償却2,062百万円及び投資損失引当金繰入額2,367百万円を含んでおります。</p>	<p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額30,462百万円、投資損失引当金繰入額2,187百万円を含んでおります。</p>																																																
<p>※4 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>26か所</td> <td>減損損失額</td> <td>677百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>22か所</td> <td>減損損失額</td> <td>1,105百万円</td> </tr> </table> <p>(2)営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>1か所</td> <td>減損損失額</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>5か店</td> <td>減損損失額</td> <td>398百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(2,222百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p>	①長崎県内	26か所	減損損失額	677百万円	②長崎県外	22か所	減損損失額	1,105百万円	①長崎県内	1か所	減損損失額	41百万円	②長崎県外	5か店	減損損失額	398百万円	<p>※4 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>1か所</td> <td>減損損失額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>4か所</td> <td>減損損失額</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <p>(2)営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>1か所</td> <td>減損損失額</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>3か店</td> <td>減損損失額</td> <td>127百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(148百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p>	①長崎県内	1か所	減損損失額	2百万円	②長崎県外	4か所	減損損失額	6百万円	①長崎県内	1か所	減損損失額	11百万円	②長崎県外	3か店	減損損失額	127百万円	<p>※3 その他の特別損失70百万円は、臨時に支払った従業員の割増退職金であります。</p> <p>※4 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1)遊休資産(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>27か所</td> <td>減損損失額</td> <td>777百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>22か所</td> <td>減損損失額</td> <td>1,121百万円</td> </tr> </table> <p>(2)営業用店舗(土地建物)</p> <table border="0"> <tr> <td>①長崎県内</td> <td>1か店</td> <td>減損損失額</td> <td>41百万円</td> </tr> <tr> <td>②長崎県外</td> <td>5か店</td> <td>減損損失額</td> <td>398百万円</td> </tr> </table> <p>上記の資産は、地価の下落により含み損を有するに至っており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(2,338百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(グルーピングの方法)</p> <p>営業用資産のうち、エリア制の店舗についてはエリア単位、それ以外については独立店舗単位とし、出張所・支店長兼務子店は母店に含めてグルーピングしております。また、本部関連施設、社宅・寮、店舗外ATM等については共用資産とし、銀行全体を一体としてグルーピングしております。</p>	①長崎県内	27か所	減損損失額	777百万円	②長崎県外	22か所	減損損失額	1,121百万円	①長崎県内	1か店	減損損失額	41百万円	②長崎県外	5か店	減損損失額	398百万円
①長崎県内	26か所	減損損失額	677百万円																																															
②長崎県外	22か所	減損損失額	1,105百万円																																															
①長崎県内	1か所	減損損失額	41百万円																																															
②長崎県外	5か店	減損損失額	398百万円																																															
①長崎県内	1か所	減損損失額	2百万円																																															
②長崎県外	4か所	減損損失額	6百万円																																															
①長崎県内	1か所	減損損失額	11百万円																																															
②長崎県外	3か店	減損損失額	127百万円																																															
①長崎県内	27か所	減損損失額	777百万円																																															
②長崎県外	22か所	減損損失額	1,121百万円																																															
①長崎県内	1か店	減損損失額	41百万円																																															
②長崎県外	5か店	減損損失額	398百万円																																															

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>遊休資産は、各々独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方等)</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。</p>	<p>遊休資産は、各々独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等)</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。</p>	<p>遊休資産は、各々独立した資産としてグルーピングしております。</p> <p>(回収可能価額の算定方法等)</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額を使用し、鑑定評価額及び売却予定額に基づき算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当ありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)																																																																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>4,746百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,746百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,508百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,508百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,237百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,237百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>844百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,393百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,237百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>428百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>428百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	4,746百万円	合計	4,746百万円	動産	2,508百万円	合計	2,508百万円	動産	2,237百万円	合計	2,237百万円	1年内	844百万円	1年超	1,393百万円	合計	2,237百万円	支払リース料	428百万円	減価償却費相当額	428百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>4,473百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,473百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,190百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,190百万円</td></tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,282百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,282百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>873百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,409百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,282百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>471百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>471百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	4,473百万円	合計	4,473百万円	動産	2,190百万円	合計	2,190百万円	動産	2,282百万円	合計	2,282百万円	1年内	873百万円	1年超	1,409百万円	合計	2,282百万円	支払リース料	471百万円	減価償却費相当額	471百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>5,333百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>5,333百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,917百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,917百万円</td></tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>2,415百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,415百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>868百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,547百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,415百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>・支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>889百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>889百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	動産	5,333百万円	合計	5,333百万円	動産	2,917百万円	合計	2,917百万円	動産	2,415百万円	合計	2,415百万円	1年内	868百万円	1年超	1,547百万円	合計	2,415百万円	支払リース料	889百万円	減価償却費相当額	889百万円
動産	4,746百万円																																																																			
合計	4,746百万円																																																																			
動産	2,508百万円																																																																			
合計	2,508百万円																																																																			
動産	2,237百万円																																																																			
合計	2,237百万円																																																																			
1年内	844百万円																																																																			
1年超	1,393百万円																																																																			
合計	2,237百万円																																																																			
支払リース料	428百万円																																																																			
減価償却費相当額	428百万円																																																																			
動産	4,473百万円																																																																			
合計	4,473百万円																																																																			
動産	2,190百万円																																																																			
合計	2,190百万円																																																																			
動産	2,282百万円																																																																			
合計	2,282百万円																																																																			
1年内	873百万円																																																																			
1年超	1,409百万円																																																																			
合計	2,282百万円																																																																			
支払リース料	471百万円																																																																			
減価償却費相当額	471百万円																																																																			
動産	5,333百万円																																																																			
合計	5,333百万円																																																																			
動産	2,917百万円																																																																			
合計	2,917百万円																																																																			
動産	2,415百万円																																																																			
合計	2,415百万円																																																																			
1年内	868百万円																																																																			
1年超	1,547百万円																																																																			
合計	2,415百万円																																																																			
支払リース料	889百万円																																																																			
減価償却費相当額	889百万円																																																																			



(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(1) 当行は、平成18年10月13日、事業再生に大きな実績がある株式会社福岡銀行および全国的に数多くの地域企業の財務および事業の再構築を手がける株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で、不良債権問題の解決と取引先企業の事業再生の同時実現への取り組みに向けた業務提携に基本合意いたしました。</p> <p>その主な内容は、次のとおりです。</p> <p>① 提携先のノウハウを活用して、取引先企業の事業再生支援・早期健全化支援等の業務を共同で構築いたします。</p> <p>② 株式会社福岡銀行の100%子会社である「ふくおか債権回収株式会社」の機能を長崎県内に展開して、当行の不良債権処理のスピードアップを図ります。</p> <p>③ 当行、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズが共同で、当行の債権を譲り受けるための再生ファンドを創設いたします。</p> <p>④ 平成18年11月に株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズから役職員を受け入れております。</p> <p>(2) 平成18年11月 8日開催の当行取締役会において、下記のとおり株主割当による普通株式の発行について決議し、当行の親会社である株式会社九州親和ホールディングスへ全額割当てしております。</p> <p>① 募集株式の種類 普通株式</p> <p>② 募集株式の数 187,500,000株</p> <p>③ 払込金額 1株あたり160円</p> <p>④ 払込金額の総額 30,000,000,000円</p> <p>⑤ 募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日(払込期日) 平成18年12月 6日(水曜日)</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>⑥ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>a 払込金額中資本金として計上する額 1株あたり80円</p> <p>b 増加する資本金の総額 15,000,000,000円</p> <p>c 払込金額中資本金として計上せず、資本準備金として計上する額 1株あたり80円</p> <p>d 増加する資本準備金の総額 15,000,000,000円</p> <p>⑦ 募集方法及び各株主が割当てを受ける募集株式の数 募集方法は株主割当てとし、平成18年12月4日(月曜日)の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主に対し、その所有株式数につき、373,171,954 : 187,500,000(所有株式373,171,954株につき187,500,000株)の割合をもって割当てを受ける権利を与える。</p> <p>⑧ 募集株式の引受けの申込みの期日(申込期間) 平成18年12月5日(火曜日)</p> <p>⑨ 株式の払込みを取り扱う銀行及び取扱場所 長崎県佐世保市島瀬町10番12号 株式会社 親和銀行 本店</p>	

(2) 【その他】

該当ありません。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                                    |                 |                             |                            |
|------------------------------------|-----------------|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 有価証券報告書<br>及びその添付書類            | 事業年度<br>(第107期) | 自 平成17年4月1日<br>至 平成18年3月31日 | 平成18年6月27日<br>福岡財務支局長に提出。  |
| (2) 有価証券届出書<br>及びその添付書類            |                 |                             | 平成18年11月8日<br>福岡財務支局長に提出。  |
| 普通株式の株主割当増資に係る有価証券届出書であります。        |                 |                             |                            |
| (3) 有価証券届出書の訂正届出書                  |                 |                             | 平成18年11月24日<br>福岡財務支局長に提出。 |
| 平成18年11月8日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。 |                 |                             |                            |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社親和銀行  
取締役会御中

## 中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 丸林 信幸  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 青野 弘  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 18 日

株式会社 親和銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 行 正 晴 實  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 島 猛 博  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行及び連結子会社の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、会社は平成 18 年 10 月 13 日に、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で業務提携を行うことで基本合意した。
2. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は平成 18 年 11 月 8 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 18 年 12 月 6 日に親会社である株式会社九州親和ホールディングスに対して普通株式を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

株式会社親和銀行  
取締役会御中

## 中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 丸林 信幸  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 青野 弘  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第107期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 12 月 18 日

株式会社 親和銀行  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 公認会計士 行 正 晴 實  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 江 島 猛 博  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工 藤 雅 春  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第 193 条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの第 108 期事業年度の中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行の平成 18 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象(1)に記載されているとおり、会社は平成 18 年 10 月 13 日に、株式会社福岡銀行および株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズとの間で業務提携を行うことで基本合意した。
2. 重要な後発事象(2)に記載されているとおり、会社は平成 18 年 11 月 8 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 18 年 12 月 6 日に親会社である株式会社九州親和ホールディングスに対して普通株式を発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

